

グループホームさくら料金表

令和 元年10月1日現在

■介護保険適用の自己負担額（基本料金＋各加算）

【基本料金】

	<30日あたり>	<1日あたり>
●要支援(2)	22,350円	745円
●要介護(1)	22,470円	749円
●要介護(2)	23,520円	784円
●要介護(3)	24,240円	808円
●要介護(4)	24,720円	824円
●要介護(5)	25,200円	840円

【すべての方が対象となる加算】

- ★ ※医療連携体制加算・・・1日につき39円加算されます。
- ※サービス提供体制強化加算・・・1日につき18円加算されます。
- ※夜間支援体制加算Ⅱ・・・1日につき25円加算されます。
- ※介護職員処遇改善加算・・・ひと月の総単位数に対し11.1%加算されます。
- ※介護職員等特定処遇改善加算・・・ひと月の総単位数に対し3.1%加算されます。

【対象者のみの加算】

- ※初期加算・・・・・・入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、一日につき30円加算されます。
- ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)・・・・認知症日常生活自立度がⅢ以上の方が対象で、一日につき3円加算されます。
- ※若年性認知症利用者受入加算・・・対象者に個別の担当者を定めて、一日につき120円加算されます。
- ★ ※看取り介護加算・・・算定要件をふまえた看取りを行った場合。死亡日以前 4-30日 144円 /日
死亡日前日及び前々日 680円 /日
死亡日 1280円/日
- ★ ※退居時相談援助加算・・・1人1回を限度に、400円加算されます。
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業老奉仕、言語聴覚士がグループホームを訪問し、身体状況の評価を行い、かつ計画作成担当者が連携して計画を作成し実施した場合。(実施された月以降三月の間) 1月につき200円加算されます。
- ※口腔衛生管理体制加算 歯科医師、またはその指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る記述的助言及び指導を月1回以上行っている場合。1月につき30円加算されます。
- ※栄養スクリーニング加算 利用開始時及び利用中六月ごとに、栄養状態について確認を行い、この情報を担当の可計画作成担当者に提供した場合。(六月に1回を限度) 1回につき5円加算されます。

★ 要支援の方は算定されません

■介護保険適用外の自己負担額

●家賃	40,000円 /月	
●食費	1,500円 /日	(45,000円/30日あたり)
●光熱水費	16,000円 /月	

利用料負担1割として記載

グループホーム さくら
〒010-0057
秋田市下北手梨平字登館8番地
TEL018-892-7227
FAX018-839-5331